

## 基本計画書

基本計画										
事項	記入欄						備考			
計画の区分	大学院の収容定員に係る学則変更									
フリガナ設置者	ガッコウホウジン コマザワダイガク 学校法人 駒澤大学									
フリガナ大学の名称	コマザワダイガクダイガクイン 駒澤大学大学院 (Komazawa University Graduate School)									
大学本部の位置	東京都世田谷区駒沢1丁目23番1号									
大学の目的	駒澤大学大学院(以下「本大学院」という。)は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。									
新設学部等の目的	本大学院法曹養成研究科では、入学者数の減少による収容定員未充足や司法試験合格率の低迷が続いており、こうした状況において学生募集を継続していくことは極めて困難であると判断したため、令和5（2023）年度以降の入学に関する学生募集を停止する。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地		
		年	人	年次人	人		年 月 第 年次			
	法曹養成研究科 【Graduate Division of Legal Research and Training】							東京都世田谷区駒沢2丁目12番5号		
	法曹養成専攻 【Program in Legal Research and Training】	3	0 (36)	—	0 (108)	法務博士 【Juris Doctor】	令和5年4月 第1年次			法科大学院
	仏教学研究科（修士課程） 【Graduate School of Buddhist Studies】							東京都世田谷区駒沢1丁目23番地1号		
	仏教学専攻 【Program in Buddhist Studies】	2	20	—	40	修士（仏教学） 【Master of Buddhist Studies】	令和2年4月 第1年次			
	人文科学研究科（修士課程） 【Graduate Division of Arts and Sciences】							同上		
	仏教学専攻 【Program in Buddhist Studies】	—	—	—	—	修士（仏教学） 【Master of Buddhism】	昭和27年4月 第1年次			令和2年より学生募集停止
	国文学専攻 【Program in Japanese Literature】	2	5	—	10	修士（国文学） 【Master of Japanese Literature】	昭和27年4月 第1年次			
英米文学専攻 【Program in English and American Literature】	2	5	—	10	修士（英米文学） 【Master of English and American Literature】	昭和41年4月 第1年次				
地理学専攻 【Program in Geography】	2	5	—	10	修士（地理学） 【Master of Geography】	昭和41年4月 第1年次				
歴史学専攻 【Program in History】	2	15	—	30	修士（歴史学） 【Master of History】	昭和41年4月 第1年次				

新設学部等の概要	社会学専攻 【Program in Sociology】	2	5	—	10	修士（社会学） 【Master of Sociology】	昭和27年4月 第1年次	
	心理学専攻 【Program in Psychology】	2	10	—	20	修士（心理学） 【Master of Psychology】	昭和43年4月 第1年次	
	経済学研究科（修士課程） 【Graduate Division of Economics】							同上
	経済学専攻 【Program in Economics】	2	10	—	20	修士（経済学） 【Master of Economics】	昭和42年4月 第1年次	
	商学研究科（修士課程） 【Graduate Division of Commerce】							同上
	商学専攻 【Program in Commerce】	2	15	—	30	修士（商学） 【Master of Commerce】	昭和41年4月 第1年次	
	法学研究科（修士課程） 【Graduate Division of Law】							同上
	公法学専攻 【Program in Public Law】	2	5	—	10	修士（法学） 【Master of Laws】	昭和43年4月 第1年次	
	私法学専攻 【Program in Private Law】	2	5	—	10	修士（法学） 【Master of Laws】	昭和43年4月 第1年次	
	経営学研究科（修士課程） 【Graduate Division of Business Administration】							同上
	経営学専攻 【Program in Business Administration】	2	10	—	20	修士（経営学） 【Master of Business Administration】	昭和48年4月 第1年次	
	医療健康科学研究科（修士課程） 【Graduate Division of Health Sciences】							同上
	診療放射線学専攻 【Program in Radiological sciences】	2	14	—	28	修士（保健衛生学） 【Master of Health Science】	平成19年4月 第1年次	
グローバル・メディア研究科（修士課程） 【Graduate Division of Global Media】							同上	
グローバル・メディア専攻 【Program in Global Media】	2	10	—	20	修士（メディア学） 【Master of Media Studies】	平成25年4月 第1年次		

新設学部等の概要	仏教学研究科（博士後期課程） 【Graduate School of Buddhist Studies】 仏教学専攻 【Program in Buddhist Studies】	3	5	—	15	博士（仏教学） 【Doctor of Buddhist Studies】	令和2年4月第1年次	同上	令和2年より学生募集停止
	人文科学研究科（博士後期課程） 【Graduate Division of Arts and Sciences】 仏教学専攻 【Program in Buddhist Studies】	—	—	—	—	博士（仏教学） 【Doctor of Buddhism】	昭和32年4月第1年次	同上	
	国文学専攻 【Program in Japanese Literature】	3	2	—	6	博士（国文学） 【Doctor of Japanese Literature】	昭和42年4月第1年次		
	英米文学専攻 【Program in English and American Literature】	3	2	—	6	博士（英米文学） 【Doctor of English and American Literature】	昭和46年4月第1年次		
	地理学専攻 【Program in Geography】	3	2	—	6	博士（地理学） 【Doctor of Geography】	昭和43年4月第1年次		
	歴史学専攻 【Program in History】	3	6	—	18	博士（歴史学） 【Doctor of History】	昭和43年4月第1年次		
	社会学専攻 【Program in Sociology】	3	2	—	6	博士（社会学） 【Doctor of Sociology】	昭和52年4月第1年次		
	心理学専攻 【Program in Psychology】	3	2	—	6	博士（心理学） 【Doctor of Psychology】	昭和45年4月第1年次		
	経済学研究科（博士後期課程） 【Graduate Division of Economics】 経済学専攻 【Program in Economics】	3	2	—	6	博士（経済学） 【Doctor of Economics】	昭和44年4月第1年次	同上	
	商学研究科（博士後期課程） 【Graduate Division of Commerce】 商学専攻 【Program in Commerce】	3	2	—	6	博士（商学） 【Doctor of Commerce】	昭和43年4月第1年次	同上	
	法学研究科（博士後期課程） 【Graduate Division of Law】 公法学専攻 【Program in Public Law】	3	2	—	6	博士（法学） 【Doctor of Laws】	昭和45年4月第1年次	同上	
	私法学専攻 【Program in Private Law】	3	2	—	6	博士（法学） 【Doctor of Laws】	昭和45年4月第1年次		

新設学部等の概要	経営学研究科（博士後期課程） 【Graduate Division of Business Administration】 経営学専攻 【Program in Business Administration】	3	2	—	6	博士（経営学） 【Doctor of Business Administration】	昭和52年4月 第1年次	同上	
	医療健康科学研究科（博士後期課程） 【Graduate Division of Health Sciences】 診療放射線学専攻 【Program in Radiological sciences】	3	3	—	9	博士（保健衛生学） 【Doctor of Health Science】	平成22年4月 第1年次	同上	
	グローバル・メディア研究科（博士後期課程） 【Graduate Division of Global Media】 グローバル・メディア専攻 【Program in Global Media】	3	3	—	9	博士（メディア学） 【Ph. D in Media Studies】	平成27年4月 第1年次	同上	
	計		171 (207)	—	379 (487)				
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
	—	—科目	—科目	—科目	—科目	—単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計		助手
	新設	法曹養成研究科 法曹養成専攻	14 (14)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	30 (30)
		仏教学研究科 仏教学専攻 修士課程	14 (14)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	2 (2)
		仏教学研究科 仏教学専攻 博士後期課程	10 (10)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	2 (2)
		人文科学研究科 国文学専攻 修士課程	8 (8)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
		人文科学研究科 国文学専攻 博士後期課程	8 (8)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
		人文科学研究科 英米文学専攻 修士課程	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	1 (1)
		人文科学研究科 英米文学専攻 博士後期課程	5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
		人文科学研究科 地理学専攻 修士課程	9 (9)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	2 (2)
		人文科学研究科 地理学専攻 博士後期課程	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)
		人文科学研究科 歴史学専攻 修士課程	12 (12)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	17 (17)
		人文科学研究科 歴史学専攻 博士後期課程	10 (10)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
		人文科学研究科 社会学専攻 修士課程	11 (11)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	1 (1)
		人文科学研究科 社会学専攻 博士後期課程	10 (10)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
		人文科学研究科 心理学専攻 修士課程	6 (6)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	8 (8)
		人文科学研究科 心理学専攻 博士後期課程	4 (4)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	0 (0)

教 員 組 織 の 概 分	新	経済学研究科	17	9	0	0	26	0	3
		経済学専攻 修士課程	(17)	(9)	(0)	(0)	(26)	(0)	(3)
	設	経済学研究科	16	6	0	0	22	0	0
		経済学専攻 博士後期課程	(16)	(6)	(0)	(0)	(22)	(0)	(0)
	組	商学研究科	18	3	1	0	22	0	11
		商学専攻 修士課程	(18)	(3)	(1)	(0)	(22)	(0)	(11)
	織	商学研究科	18	1	0	0	19	0	0
		商学専攻 博士後期課程	(18)	(1)	(0)	(0)	(19)	(0)	(0)
	の	法学研究科	6	2	2	0	10	0	0
		公法学専攻 修士課程	(6)	(2)	(2)	(0)	(10)	(0)	(0)
	概	法学研究科	6	1	0	0	7	0	0
		公法学専攻 博士後期課程	(6)	(1)	(0)	(0)	(7)	(0)	(0)
	分	法学研究科	7	6	0	0	13	0	0
		私法学専攻 修士課程	(7)	(6)	(0)	(0)	(13)	(0)	(0)
	要	法学研究科	7	6	0	0	13	0	0
		私法学専攻 博士後期課程	(7)	(6)	(0)	(0)	(13)	(0)	(0)
	分	経営学研究科	24	2	0	0	26	0	0
		経営学専攻 修士課程	(24)	(2)	(0)	(0)	(26)	(0)	(0)
	設	経営学研究科	11	0	0	0	11	0	0
		経営学専攻 博士後期課程	(11)	(0)	(0)	(0)	(11)	(0)	(0)
の	医療健康科学研究科	8	5	3	0	16	0	10	
	診療放射線学専攻 修士課程	(8)	(5)	(3)	(0)	(16)	(0)	(10)	
概	医療健康科学研究科	8	4	2	0	14	0	0	
	診療放射線学専攻 博士後期課程	(8)	(4)	(2)	(0)	(14)	(0)	(0)	
分	グローバル・メディア研究科	13	1	5	0	19	0	0	
	グローバル・メディア専攻 修士課程	(13)	(1)	(5)	(0)	(19)	(0)	(0)	
要	グローバル・メディア研究科	12	0	0	0	12	0	0	
	グローバル・メディア専攻 博士後期課程	(12)	(0)	(0)	(0)	(12)	(0)	(0)	
分	計	174	49	15	0	238	0	—	
		(174)	(49)	(15)	(0)	(238)	(0)	(—)	
設	該当なし	—	—	—	—	—	—	—	
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
の	計	—	—	—	—	—	—	—	
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
概	合計	174	49	15	0	238	0	—	
		(174)	(49)	(15)	(0)	(238)	(0)	(—)	
教 員 以 外 の 職 員 の 概 要	職 種		専 任		兼 任		計		
			人		人		人		
	事 務 職 員	186	37	223	(186)	(37)	(223)		
	技 術 職 員	5	30	35	(5)	(30)	(35)		
	図 書 館 専 門 職 員	13	0	13	(13)	(0)	(13)		
	そ の 他 の 職 員	0	0	0	(0)	(0)	(0)		
計		204	67	271	(204)	(67)	(271)		
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	85,102.46㎡	0㎡	0㎡	85,102.46㎡				
	運 動 場 用 地	80,782.55㎡	0㎡	0㎡	80,782.55㎡				
	小 計	165,885.01㎡	0㎡	0㎡	165,885.01㎡				
	そ の 他	85,225.22㎡	0㎡	0㎡	85,225.22㎡				
	合 計	251,110.23㎡	0㎡	0㎡	251,110.23㎡				
校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
	117,624.78㎡ (117,624.78㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	117,624.78㎡ (117,624.78㎡)					
教 室 等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体			
	122室	43室	67室	16室 (補助職員13人)	0室 (補助職員0人)				
専 任 教 員 研 究 室	新設学部等の名称			室 数					
	大学全体			339 室					





既設大学等の状況	経済学部						0.99		同上	
	経済学科	4	350	3年次 14	1,428	学士(経済学)	0.99	昭和41年度		
	商学科	4	246	3年次 12	1,008	学士(商学)	0.97	昭和41年度		
	現代応用経済学科	4	152	3年次 11	630	学士(経済学)	1.00	平成19年度		
	法学部						1.00		同上	
	法律学科					学士(法学)	0.98	昭和39年度		
	昼間主コース	4	309	3年次 12	1,260		1.00			
	夜間主コース	4	150	3年次 —	600		0.94			
	政治学科	4	205	3年次 10	840	学士(政治学)	1.06	昭和47年度		
	経営学部						1.02		同上	
	経営学科	4	340	3年次 13	1,386	学士(経営学)	1.03	昭和44年度		
	市場戦略学科	4	185	3年次 8	756	学士(経営学)	1.02	平成20年度		
	医療健康科学部								同上	令和2年度から入学定員及び編入学定員変更 (入学定員60→62、3年次編入学定員4→0)
	グローバル・メディア・スタディーズ学部								同上	
グローバル・メディア学科	4	300	3年次 15	1,230	学士(メディア学)	1.00	平成18年度			
大学全体	—	3,317	159	13,582	—	—	—	—		
附属施設の概要										

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人駒澤大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
駒澤大学				駒澤大学				
仏教学部		3年次		仏教学部		3年次		
仏教学科	80	5	330	仏教学科	80	5	330	
禅学科	112	3年次 7	462	禅学科	112	3年次 7	462	
文学部		3年次		文学部		3年次		
国文学科	134	7	550	国文学科	134	7	550	
英米文学科	134	3年次 7	550	英米文学科	134	3年次 7	550	
地理学科	133	3年次 9	550	地理学科	133	3年次 9	550	
歴史学科	193	3年次 11	794	歴史学科	193	3年次 11	794	
社会学科	147	3年次 10	608	社会学科	147	3年次 10	608	
心理学科	85	3年次 6	352	心理学科	85	3年次 6	352	
経済学部		3年次		経済学部		3年次		
経済学科	350	14	1,428	経済学科	350	14	1,428	
商学科	246	3年次 12	1,008	商学科	246	3年次 12	1,008	
現代応用経済学科	152	3年次 11	630	現代応用経済学科	152	3年次 11	630	
法学部		3年次		法学部		3年次		
法律学科	459	12	1,860	法律学科	459	12	1,860	
政治学科	205	3年次 10	840	政治学科	205	3年次 10	840	
経営学部		3年次		経営学部		3年次		
経営学科	340	13	1,386	経営学科	340	13	1,386	
市場戦略学科	185	3年次 8	756	市場戦略学科	185	3年次 8	756	
医療健康科学部		4年次		医療健康科学部		4年次		
診療放射線技術科学科	62	2	250	診療放射線技術科学科	62	2	250	
グローバル・メディア・スタディーズ学部		3年次		グローバル・メディア・スタディーズ学部		3年次		
グローバル・メディア学科	300	15	1,230	グローバル・メディア学科	300	15	1,230	
計	3,317	3年次 157 4年次 2	13,584	計	3,317	3年次 157 4年次 2	13,584	

令和4年度 入学定員 編入学定員 収容定員

駒澤大学大学院			
仏教学研究科			
仏教学専攻(M)	20	—	40
仏教学専攻(D)	5	—	15
人文科学研究科			
仏教学専攻(M)	0	—	0
仏教学専攻(D)	0	—	0
国文学専攻(M)	5	—	10
国文学専攻(D)	2	—	6
英米文学専攻(M)	5	—	10
英米文学専攻(D)	2	—	6
地理学専攻(M)	5	—	10
地理学専攻(D)	2	—	6
歴史学専攻(M)	15	—	30
歴史学専攻(D)	6	—	18
社会学専攻(M)	5	—	10
社会学専攻(D)	2	—	6
心理学専攻(M)	10	—	20
心理学専攻(D)	2	—	6
経済学研究科			
経済学専攻(M)	10	—	20
経済学専攻(D)	2	—	6
商学研究科			
商学専攻(M)	15	—	30
商学専攻(D)	2	—	6
法学研究科			
公法学専攻(M)	5	—	10
公法学専攻(D)	2	—	6
私法学専攻(M)	5	—	10
私法学専攻(D)	2	—	6
経営学研究科			
経営学専攻(M)	10	—	20
経営学専攻(D)	2	—	6
医療健康科学研究科			
診療放射線学専攻(M)	14	—	28
診療放射線学専攻(D)	3	—	9
グローバル・メディア研究科			
グローバル・メディア専攻(M)	10	—	20
グローバル・メディア専攻(D)	3	—	9
法曹養成研究科			
法曹養成専攻(P)	36	—	108
計	207	—	487

令和5年度 入学定員 編入学定員 収容定員 変更の事由

駒澤大学大学院			
仏教学研究科			
仏教学専攻(M)	20	—	40
仏教学専攻(D)	5	—	15
人文科学研究科			
仏教学専攻(M)	0	—	0
仏教学専攻(D)	0	—	0
国文学専攻(M)	5	—	10
国文学専攻(D)	2	—	6
英米文学専攻(M)	5	—	10
英米文学専攻(D)	2	—	6
地理学専攻(M)	5	—	10
地理学専攻(D)	2	—	6
歴史学専攻(M)	15	—	30
歴史学専攻(D)	6	—	18
社会学専攻(M)	5	—	10
社会学専攻(D)	2	—	6
心理学専攻(M)	10	—	20
心理学専攻(D)	2	—	6
経済学研究科			
経済学専攻(M)	10	—	20
経済学専攻(D)	2	—	6
商学研究科			
商学専攻(M)	15	—	30
商学専攻(D)	2	—	6
法学研究科			
公法学専攻(M)	5	—	10
公法学専攻(D)	2	—	6
私法学専攻(M)	5	—	10
私法学専攻(D)	2	—	6
経営学研究科			
経営学専攻(M)	10	—	20
経営学専攻(D)	2	—	6
医療健康科学研究科			
診療放射線学専攻(M)	14	—	28
診療放射線学専攻(D)	3	—	9
グローバル・メディア研究科			
グローバル・メディア専攻(M)	10	—	20
グローバル・メディア専攻(D)	3	—	9
法曹養成研究科			
法曹養成専攻(P)	0	—	0
計	171	—	379

令和2年4月  
学生募集停止

令和5年4月  
学生募集停止

# 1. 都道府県内における位置関係の図面

## <東京都>



## <世田谷区>



## 2. 最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面

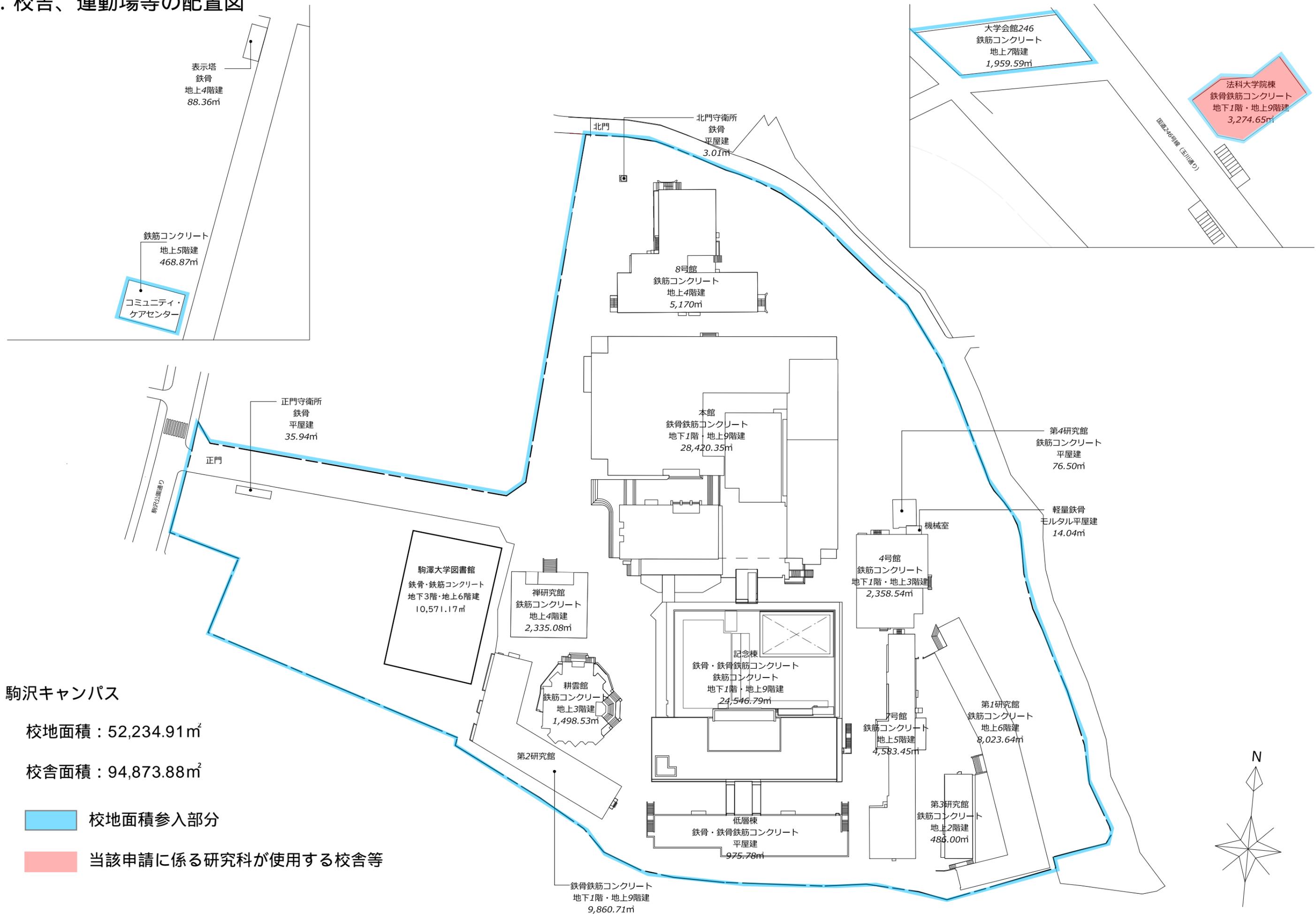
### <駒沢キャンパス>



### ○駒沢キャンパス

東急田園都市線「駒沢大学」駅下車。「駒沢公園口」の出口を出て、徒歩約10分

### 3. 校舎、運動場等の配置図



駒澤大学大学院法曹養成研究科  
(法科大学院) 学則 (案)

○駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則

平成16年4月1日  
制定

改正 平成18年4月1日  
平成19年4月1日  
平成20年4月1日  
平成21年4月1日  
平成21年4月1日  
平成22年4月1日  
平成22年4月1日  
平成23年4月1日  
平成23年4月1日  
平成24年4月1日  
平成25年4月1日  
平成25年4月1日  
平成26年4月1日  
平成26年9月16日  
平成27年4月1日  
平成27年9月1日  
平成27年9月1日  
平成28年4月1日  
平成28年4月1日  
平成29年4月1日  
平成30年4月1日  
平成31年1月1日  
平成31年4月1日  
令和2年4月1日  
令和3年4月1日  
令和4年2月17日  
令和4年6月16日

第1章 総則

(目的)

第1条 この学則は、駒澤大学大学院学則第4条の2に基づき、法曹養成研究科（法科大学院）の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(研究科の目的)

第2条 法曹養成研究科（以下「本研究科」という。）は、法曹実務における高度で、専門的かつ実践的な職業能力を有する人材の養成を目的とする。

2 本研究科に法曹養成専攻を置く。

(課程及び修業年限)

第3条 本研究科に専門職学位課程を置き、その標準修業年限は、3年とする。

2 本研究科に在学できる年数は、通算して6年を超えることができない。

3 本研究科は、教育上の必要が認められる場合、標準修業年限を超えて在学することを入学前に申し出た者について、3年を限度にこれを認めることができる。

4 前項により認められた者を長期履修学生という。

5 長期履修学生に関する規程は、別に定める。

(定員)

第4条 本研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

入学定員	収容定員
募集停止	

2 本研究科は、入学生の多様性を確保するため、入学者のうち法学部又は法律学科その他の法学に関する学部等以外の学部の課程を修了して卒業した者及び社会人が占める割合を3割以上とするよう努めるものとする。

(自己評価等)

第5条 本研究科は、その教育水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本研究科における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検・評価の結果については、駒澤大学（以下「本大学」という。）以外の組織等に所属する者による検証を受けるよう努めなければならない。

3 自己点検・評価に関し、必要な事項については、別に定める。

(第三者評価)

第6条 本研究科は、教育研究活動その他本研究科の運営に関して、本研究科の専攻分野に係る高度の専門性を要する職業等に従事し、本研究科に関し広く、かつ、高い識見を有す

る本学以外の組織等に所属する者による評価を受けるものとする。

(内部質保証)

第6条の2 本研究科は、教育の質保証及び内部質保証を推進すると同時に、その成果を可視化し公開する。

2 前項の組織的ないし機能的な内部質保証の関連事項等については、別に定める。

## 第2章 運営組織及び教職員

(学長)

第7条 本研究科は、駒澤大学学長が校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第7条の2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学長補佐)

第7条の3 学長補佐は、学長の指示する特別の課題に関する職務を処理する。

(研究科長)

第8条 本研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、学長を補佐して本研究科に関する校務をつかさどる。

3 研究科長は、研究科教授会において互選し、学長がその意見を聴き、これを委嘱する。

4 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 研究科長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻主任)

第8条の2 専攻に専攻主任を置く。

2 専攻主任は、研究科長を補佐する。

3 専攻主任は、研究科長が推薦し、研究科教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを委嘱する。

4 専攻主任の任期は、前条第4項に準ずる。

(研究科教授会)

第9条 本研究科に研究科教授会を置く。

(構成)

第10条 研究科教授会は、本研究科の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

(招集)

第11条 研究科教授会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、専攻主任がその代行を務める。

3 学長は、研究科教授会に出席して、意見を述べることができる。

(審議事項)

第12条 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長、副学長、研究科長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 研究科教授会に関する規程は、別に定める。

(運営委員会)

第13条 本研究科は、本研究科の目的を円滑に達成するため、研究科運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 研究科長

(2) 専攻主任

(3) 研究科教授会で互選する者 若干人

3 運営委員会に関し、必要な事項については、別に定める。

(教員)

第14条 本研究科に専任の教授、准教授、講師及び助教を置く。

2 前項に定める教員について、任期の定めのある教員を置くことができる。

3 本研究科に兼任の教員を置くことができる。

4 本研究科に名誉教授及び客員教授を置くことができる。

5 第2項の任期の定めのある教員並びに第4項の名誉教授及び客員教授に関する規程は、別に定める。

(職員)

第15条 本研究科に必要な事務職員を置く。

2 事務職員その他職員に関する規程は、別に定める。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第16条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 前項の学年を前期及び後期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月15日まで

(2) 後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第17条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 開校記念日 10月15日

(3) 夏季休業 別に定める。

(4) 冬季休業 別に定める。

2 前項の休業日を変更し、又は随時に休業日を定めることができる。

3 第1項の休業日であっても、随時に授業を行うことができる。

第4章 入学、休学、復学、退学、転学、除籍及び再入学

(入学の時期)

第18条 本研究科の入学の時期は、各学期の始めとする。

(入学資格)

第19条 本研究科に入学する資格のある者は、入学の時期に次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学改革支援・学位授与機構により、学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (9) 大学院に飛び入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業したと同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- (11) 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (12) その他本研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者  
(入学試験)

第20条 入学を志願する者は、本研究科が実施する入学試験を受けなければならない。

- 2 選抜に当たっては、筆記試験のほか、幅広い分野における学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合的に判定する。
- 3 本研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められた者（以下「法学既修者」という。）として志願するものは、入学試験のほかに本研究科が実施する法学既修者認定試験（法律科目試験）を受けなければならない。
- 4 入学試験及び法学既修者認定試験（法律科目試験）の方法等については、別に定める。  
(入学の志願)

第21条 入学を志願する者は、次の各号の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに願い出なければならない。

- (1) 所定の入学願書
- (2) 最終出身学校の卒業（修了）又は卒業（修了）見込証明書及び成績証明書  
ただし、大学改革支援・学位授与機構による学位取得（見込み）の者は大学改革支援・学位授与機構長の学位取得（申請受理）証明書
- (3) 3か月以内に撮影した写真
- (4) その他本研究科が指示する書類  
(入学許可)

第22条 第20条の入学試験に合格し、所定の入学手続きを完了した者には、入学を許可する。

(入学の手続き)

第23条 入学を許可された者は、所定の保証人連署の在学誓書（保証書）、その他の入学に必要な書類を提出しなければならない。

- 2 保証人は、父、母又はその他の成年者で独立の生計を営む者であって、学生の在学中の一切の事項について責任を負う。
- 3 学生は、保証人の改氏名若しくは住所に変更があったときは、速やかに変更届けを提出しなければならない。
- 4 学生は、保証人が死亡その他の事由により、その資格を失ったときは、速やかに保証人を別に定めて改めて在学誓書（保証書）を提出しなければならない。
- 5 第1項の手続きを完了しないときは、入学を取消すことがある。
- 6 入学の手続きを完了した者には、学生証を交付する。

（休学）

第24条 病気その他の事由により長期にわたり修学することができない者は、理由を付して保証人連署の休学願を提出し、休学の許可を受けて、休学することができる。

- 2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

（休学期間）

第25条 休学期間は、学年の前期若しくは後期、又は1学年とする。

- 2 休学の継続を要する特別の事情があるときは、許可を得て、1年以内に限り、前項の休学を延長することができる。
- 3 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。
- 4 休学の期間は、第3条第2項に定める在学できる年数に算入する。

（復学）

第26条 休学した者は、休学の事由が消滅したとき、保証人と連署の復学願を提出し、許可を受けて、学期の始めに復学することができる。

（退学）

第27条 傷病その他やむをえない事由によって退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて、願い出て許可を得なければならない。

- 2 死亡届が提出された者については、死亡日をもって退学認定日とする。

（転学）

第28条 他の大学院の学生が本研究科に転学を志願したときは、選考のうえ、入学を許可することができる。

- 2 本研究科の学生が他の大学院に転学を志願しようとするときは、その理由を付した転学

願いを提出し、転学の許可を受けなければならない。

3 転入学に関する規程は、別に定める。

(除籍)

第29条 次の各号の一つに該当する者は、除籍する。

- (1) 第3条第2項に規定する在学年数を超えた者
- (2) 第25条第3項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 前期、後期の納入期限までに所定の学費を納入せず、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 外国人留学生で、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格を喪失した者
- (5) 死亡又は失踪宣告が確定した者

(再入学)

第30条 第27条の規定により退学した者、又は前条第3号の規定により除籍された者が、再入学を希望するときは、退学・除籍後3年以内にその理由を付して、保証人と連署の再入学願を提出し、第18条に定める学期の始めに再入学の許可を受けることができる。

2 前項の規定により再入学した者の在学できる年数は、従前在学した年数と通算し、6年を超えることはできない。

3 再入学に関する規程は、別に定める。

#### 第5章 授業科目及び履修方法等

(授業)

第31条 本研究科の教育は、授業科目の授業により行い、授業科目の授業は、少人数による授業を行うことを基本とし、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用により行う。

2 前項の場合において、法曹として備えるべき資質・能力を育成するために、法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分をも併せて実施し、事例研究、討論、調査、現場実習その他の適切な方法により行い、かつ、双方向的・多方向的で密度の濃い授業を行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第32条 本研究科は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施しなければならない。

2 教育内容等の改善のための組織的な研修等に関し、必要な事項については、別に定める。

(必要単位数、授業科目及び履修方法)

第33条 本研究科の修了に必要な単位数、授業科目の名称・単位数及び履修方法については、別表第1に掲げるとおりとする。

(履修の手続き)

第34条 学生は、所定の期日までに学費を納入し、その学年に履修しようとする授業科目について、指定された期日までに履修届を提出しなければならない。

(試験)

第34条の2 所定の授業科目を履修した者に対しては、学期末に試験を行う。

2 試験の実施に関する規程は、別に定める。

(成績評価等の方法)

第35条 学期末の試験のほかに日常の授業への取組み状況、授業での発言、課題への対応状況と成果等を考慮し、多元的かつ厳格に成績評価を行うものとする。

2 成績評価等の基準・方法等に関し、必要な事項については、別に定める。

(単位の認定)

第36条 授業科目を履修し、その試験又はこれに代わる成績評価に合格した者には、所定の単位を認定する。

(入学前の本研究科既修得単位の認定)

第37条 教育上有益であると認めるときは、学生が本研究科に入学する前に本研究科において履修した授業科目について修得した単位を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の学生が修了者であるときは、入学前に本研究科において履修した授業科目について修得した単位は、これを認定しない。

3 再入学の場合の単位認定については、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第38条 教育上有益と認めるときは、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 入学前の既修得単位を認定できる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、他の大学院の授業科目について本研究科において履修したとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

3 入学前の既修得単位について認定された者については、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間、在学期間の短縮を認めることができる。

(単位互換等)

第39条 教育上有益であると認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本研究科の授業科目の履修により修得したものとしてみなすことができる。

- 2 前項は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を国内において履修する場合について準用する。

(法学既修者)

第40条 教育上有益であると認めるときは、法学既修者については別表第1に定める範囲で単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間、在学期間の短縮を認めることができる。

- 2 法学既修者について在学したものとみなすことができる期間は、入学前の既修得単位を認定された者について短縮する期間と合わせて、1年を超えないものとする。

- 3 法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、入学前の既修得単位及び他の大学院の授業科目について、本研究科において履修したとみなす単位数と合わせて、別表第1に定める範囲を超えることはできない。

(成績の表示)

第41条 成績は、S、A、B、C及びFで表示し、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

(進級)

第41条の2 所定の修得単位数及び評点平均値に満たない者は、進級することができない。

- 2 進級に関する規程は、別に定める。

(学位の授与)

第42条 本研究科において3年以上在学し、所定の単位を修得した者には、駒澤大学学位規程に基づき、学位を授与する。

- 2 入学前の既修得単位の認定を受けた者、又は法学既修者として認められた者は、2年以上在学し、所定の単位を修得した場合は、駒澤大学学位規程に基づき、学位を授与する。

(学位)

第43条 本大学において、本研究科を修了した者に授与する学位は、「法務博士(専門職)」とする。

- 2 本大学において学位を授与された者は、学位の名称を用いるとき、大学名を附記するものとする。

## 第6章 入学検定料、学費及び奨学制度

### (入学検定料)

第44条 本研究科に入学を志願する者は、入学検定料を納入しなければならない。

- 2 入学検定料は、別表第2のとおりとし、その取扱いは駒澤大学入学検定料取扱規程に定める。

### (学費)

第45条 本研究科の学生は、本学の定める期間内に学費を納入しなければならない。

- 2 学費は、別表第3のとおりとし、その取扱いは駒澤大学学費取扱規程に定める。

### 第46条 削除

### (奨学制度)

第47条 能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力又は能力が優れている者には、奨学の方法を講じることができる。

- 2 奨学の方法は、奨学金の貸与及び給付並びに教育ローン等とする。
- 3 奨学の方法に関し、必要な事項については、別に定める。

## 第7章 科目等履修生及び法曹研究生

### (科目等履修生)

第48条 本研究科の単位を修得することを目的として、特定の授業科目の履修を願い出た場合には、選考のうえ、科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

### (法曹研究生)

第49条 本研究科に付して法曹研究生を置くことができる。

- 2 法曹研究生に関し、必要な事項については、別に定める。

## 第8章 学生の遵守事項及び賞罰

### (学生の遵守事項)

第50条 学生は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 登校するときは、必ず学生証を携帯し、教職員から学生証の提示を求められた場合は、提示しなければならない。
- (2) 教育研究に支障を及ぼすような言動をしないこと。
- (3) その他学生としての本分に反しないこと。

### (変更届)

第51条 学生は、その氏名又は住所に変更があったとき、速やかに変更届けを提出しなけ

ればならない。

(表彰)

第52条 人物・学業成績ともに優秀な者又は特に善行があつて他の模範となる者に対しては、研究科教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを表彰することができる。

2 表彰に関する規程については、別に定める。

(懲戒)

第53条 学生が本研究科の規則、命令に背き、若しくは秩序を乱し又は学生の本分に反する行為があつたときは、研究科教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを懲戒する。

2 懲戒は、情状により、譴責、停学、退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒に関する手続きについては、別に定める。

(弁償)

第54条 校舎及び附属する施設、設備を故意に汚損又はき損したときは、相当の弁償をさせることができる。

#### 第9章 施設、設備、図書館及び保健衛生

(講義室等)

第55条 本研究科には、その教育に必要な講義室、演習室、模擬法廷、自習室及び研究室等を備えるものとする。

2 本研究科の教育のために本大学の学部、研究科、附属の研究所・センター等の施設は、その教育上支障を生じない場合には、必要に応じ共用することができる。

(図書室)

第56条 本研究科に図書室を設置し、教育に必要な図書、学術雑誌及び情報機器・資料を備えるものとする。

(図書館及び保健衛生)

第57条 図書館及び保健衛生に関する規程は、駒澤大学学則第63条、第66条を準用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行後、最初に就任する研究科長の任期は、第7条第4項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前入学の学生は、従前の教育課程による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年9月16日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年9月1日から施行し、改正後の駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則第40条第1項及び第3項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年9月以前入学の学生は、従前の教育課程による。

附 則

この学則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前入学の学生は、従前の教育課程による。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

法曹養成研究科は、教育基本法、および学校教育法の定めるところにより設置された専門職大学院であり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の定めるところに従い、高度の専門的な能力および優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって、司法制度を支える人的体制の充実強化を図るために、法曹に必要な学識および能力を培うことを設立目的とし、駒澤大学の建学の理念(「仏教」の教えと「禅」の精神)の中で、教育・研究の理想的なあり方を表す言葉として用いられる「行学一如」を、本研究科においては、「実務と理論の一体性」として展開し、これを架橋する教育を行い、もって、仏教の高い倫理観に基づき、人間や社会のあり方に関して広く関心をもち、多様な分野における社会貢献を通じて、不断の自己研鑽に努め、人や社会に対する共感能力、深い洞察能力を高めることができる「人に寄り添い、社会と繋がる法曹」を養成することを教育の理念とする。

1 授業科目の名称、単位数および履修方法

授 業 科 目		単 位 数		備 考
		必修	選択	
法 律 基 本 科 目	公 法 系	憲法Ⅰ	2	
		憲法Ⅱ	2	
		憲法Ⅲ	2	
		憲法特別演習	2	
		憲法発展演習	2	
		行政法	2	
		行政法特別演習	2	
	民 事 系	民法Ⅰ	2	
		民法Ⅱ	2	
		民法Ⅲ	2	
		民法Ⅳ	2	
		民法Ⅴ	2	
		民法Ⅵ	2	
		民法特別演習Ⅰ	2	
		民法特別演習Ⅱ	2	
		民法発展演習	2	
		商法Ⅰ	2	
		商法Ⅱ	2	
		商法Ⅲ	2	
商法特別演習	2			

		商法発展演習	2		
		民事訴訟法	2		
		民事訴訟法特別演習	2		
		民事訴訟法発展演習	2		
	刑 事 系	刑法Ⅰ	2		
		刑法Ⅱ	2		
		刑法特別演習	2		
		刑法発展演習	2		
		刑事訴訟法	2		
		刑事訴訟法特別演習	2		
法 律 実 務 基 礎 科 目	現代法務概論	2		未修者コース必修	
	法律情報Ⅰ		1	1単位選択必修	
	法律情報Ⅱ		1		
	法曹倫理	2			
	民事訴訟実務基礎論	2			
	刑事訴訟実務基礎論	2			
	ローヤリング		2	8単位選択必修	
	エクスターンシップ		2		
	民事裁判演習		2		
	刑事裁判演習		2		
	リーガル・クリニック		2		
基 礎 法 学 科 目 及 び 隣 接 科 目	法哲学		2	4単位選択必修	
	法史学		2		
	外国法Ⅰ		2		
	外国法Ⅱ		2		
	行政学		2		
	会計学		2		
	経営学		2		
	心理学		2		
展 開 ・ 先 端 科 目	経済法Ⅰ		2	14単位選択	
	経済法Ⅱ		2		
	労働法Ⅰ		2		
	労働法Ⅱ		2		
	知的財産法Ⅰ		2		

知的財産法Ⅱ		2
倒産法Ⅰ		2
倒産法Ⅱ		2
租税法Ⅰ		2
租税法Ⅱ		2
環境法Ⅰ		2
環境法Ⅱ		2
国際関係法Ⅰ(公法系)		2
国際関係法Ⅱ(公法系)		2
国際関係法Ⅰ(私法系)		2
国際関係法Ⅱ(私法系)		2
経済法演習		2
労働法演習		2
知的財産法演習		2
倒産法演習		2
租税法演習		2
環境法演習		2
国際関係法演習(公法系)		2
国際関係法演習(私法系)		2
金融商品取引法		2
信託法		2
民事執行・保全法		2
保険法		2
経済刑法		2
家事紛争法実務		2
社会保障法		2
地方自治法		2
刑事政策		2
少年法		2
法医学		2
法律学特殊講義		2
研究論文指導		2
外書講読		2

注 展開・先端科目のうち、経済法、労働法、知的財産法、倒産法、租税法、環境法、国際関係法(公法系)および国際関係法(私法系)について、同一科目のⅠ、Ⅱを組み合わせ、4単位以上修得しなければならない。

2 修了に必要な単位数および履修方法

A 令和2年4月以降未修者コース入学生適用

授業科目の区分	必修	選択必修	選択
法律基本科目	64		
法律実務基礎科目	8	9	
基礎法学科目および隣接科目		4	
展開・先端科目			14
合計		99	

注1 修了に必要な単位は99単位とする。

- 2 選択は、展開・先端科目のうち、経済法、労働法、知的財産法、倒産法、租税法、環境法、国際関係法(公法系)および国際関係法(私法系)について、同一科目のI、IIを組み合わせ、4単位以上修得しなければならない。

B 令和2年4月以降既修者コース入学生適用

授業科目の区分	必修	選択必修	選択
法律基本科目	64		
法律実務基礎科目	6	9	
基礎法学科目および隣接科目		4	
展開・先端科目			14
合計		97	

注1 修了に必要な単位数は97単位とする。

- 2 法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、32単位を超えることはできない。
- 3 選択は、展開・先端科目のうち、経済法、労働法、知的財産法、倒産法、租税法、環境法、国際関係法(公法系)および国際関係法(私法系)について、同一科目のI、IIを組み合わせ、4単位以上修得しなければならない。

C 平成30年4月以降未修者コース入学生適用

授業科目の区分	必修	選択必修	選択
法律基本科目	64		
法律実務基礎科目	8	9	
基礎法学科目および隣接科目		4	
展開・先端科目			14
合計		99	

修了に必要な単位数は99単位とする。

D 平成30年4月以降既修者コース入学生適用

授業科目の区分	必修	選択必修	選択
法律基本科目	64		
法律実務基礎科目	6	9	
基礎法学科目および隣接科目		4	
展開・先端科目			14
合計		97	

修了に必要な単位数は97単位とする。なお、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、32単位を超えることはできない。

## E 平成29年9月以前入学生適用

授業科目の区分	必修	選択必修	選択
法律基本科目	56	8	
法律実務基礎科目	6	9	
基礎法学科目および隣接科目		4	
展開・先端科目			14
合計	97		

修了に必要な単位数は97単位とする。なお、法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、34単位を超えることはできない。

別表第2 入学検定料

入学検定料	5,000円
-------	--------

別表第3 学費一覧

入学 年度	項目	区分	
		本大学卒業(修了)者	他大学卒業(修了)者
令和4 年度以降 入学の学生	入 学 金	120,000円	250,000円
	授 業 料	650,000円	650,000円
	施 設 設 備 資 金	300,000円	300,000円
	納 入 金 合 計	1,070,000円	1,200,000円
令和3 度以前 入学の学生	授 業 料	650,000円	650,000円
	施 設 設 備 資 金	300,000円	300,000円
	納 入 金 合 計	950,000円	950,000円

注1 入学金は、入学時のみ徴収する。

2 別表第3以外の学費を徴収することがある。

## 駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則の変更事項を記載した書類

### 1. 変更の事由

法曹養成研究科（法科大学院）の令和5（2023）年度以降の入学に関する学生募集停止に伴い、該当する条文を変更する。

### 2. 変更点

定員（第4条）

### 3. 変更の時期

令和5年4月1日

駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則（改正案）

〔平成16年4月1日〕  
制 定

改正 令和4年6月16日

改 正	現 行				
<p>第1条～第3条（省略）</p> <p>（定員）</p> <p>第4条 本研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="193 855 761 952"> <tr> <td style="text-align: center;">入学定員</td> <td style="text-align: center;">収容定員</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">募集停止</td> </tr> </table> <p>2 現行どおり</p> <p>第5条～第57条（省略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この学則は、令和5年4月1日から施行する。</p>	入学定員	収容定員	募集停止		<p>第1条～第3条（省略）</p> <p>（定員）</p> <p>第4条 本研究科の入学定員は、36人とし、収容定員は、108人とする。</p> <p>2 本研究科は、入学生の多様性を確保するため、入学者のうち法学部又は法律学科その他の法学に関する学部等以外の学部の課程を修了して卒業した者及び社会人が占める割合を3割以上とするよう努めるものとする。</p> <p>第5条～第57条（省略）</p>
入学定員	収容定員				
募集停止					

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類 目次

①学則変更（収容定員変更）の内容	2
②学則変更（収容定員変更）の必要性	2
③学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容	2

## 学則の変更の趣旨等を記載した書類

### ①学則変更（収容定員変更）の内容

駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）の令和5（2023）年度以降の入学に関する学生募集停止に伴い、入学定員及び収容定員を以下のとおり変更する。

<現行>

法曹養成研究科 令和4年度学生定員

研究科	専攻	入学定員	収容定員
法曹養成研究科	法曹養成専攻	36人	108人

<変更後>

法曹養成研究科 令和5年度学生定員

研究科	専攻	入学定員	収容定員
法曹養成研究科	法曹養成専攻	募集停止	

### ②学則変更（収容定員変更）の必要性

駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）では、法曹養成制度を取り巻く激しい環境変化に対応するため、これまで改善計画を立てて改善に向けた取り組みを進めてきたが、入学者数の減少による収容定員未充足や司法試験合格率の低迷が続いていた。こうした状況において学生募集を継続していくことは極めて困難であると判断したため、令和5（2023）年度以降の入学に関する学生募集を停止することとした。

### ③学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

#### （ア）教育課程の変更内容について

この度の収容定員変更を起因とする教育課程の変更は行わない。

なお、全ての在学生在が修了（もしくは除籍・退学）するまでの間、現行と同様の教育課程の維持には万全を尽くすこととする。

#### （イ）教育方法及び履修指導方法の変更内容について

この度の収容定員変更を起因とする教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。

なお、全ての在学生在が修了（もしくは除籍・退学）するまでの間、現行の教育方法及び履修指導方法の維持には万全を尽くすこととする。

#### （ウ）教員組織の変更内容について

この度の収容定員変更を起因とする教員組織の変更は行わない。

#### （エ）大学全体の施設・設備の変更内容について

この度の収容定員変更を起因とする施設・設備の変更は行わない。

学則の変更の趣旨等を記載した書類 資料目次

資料 1 : 教育課程等の概要 ..... 2

## 別記様式第2号(その2の1)

(用紙 日本産業規格A4縦型)

教育課程等の概要															
(法曹養成研究科法曹養成専攻)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
法律基本科目	憲法Ⅰ	1前	2			○									兼1
	憲法Ⅱ	1前	2			○									兼1
	憲法Ⅲ	1後	2			○									兼1
	憲法特別演習	2前	2				○								兼1
	行政法	1後	2			○			1						
	行政法特別演習	2前	2				○		1						
	憲法発展演習	2後	2				○								兼1
	行政法発展演習	3前	2				○		1						
	民法Ⅰ	1前	2			○			1						
	民法Ⅱ	1前	2			○			1						
	民法Ⅲ	1後	2			○			1						
	民法Ⅳ	1前	2			○			1						
	民法Ⅴ	1前	2			○			1						
	民法Ⅵ	1後	2			○									兼1
	民法特別演習Ⅰ	2前	2				○		2						
	民法特別演習Ⅱ	2後	2				○		2						
	商法Ⅰ	1後	2			○				1					
	商法Ⅱ	1後	2			○				1					
	商法Ⅲ	2前	2			○			1						
	商法特別演習	2前	2				○			1					
	民事訴訟法	1後	2			○			1						
	民事訴訟法特別演習	2前	2				○		1						
	民法発展演習	2後	2				○		1						
	商法発展演習	2後	2				○		1	1					
	民事訴訟法発展演習	3前	2				○		1						
	刑法Ⅰ	1前	2			○			2						
	刑法Ⅱ	1前	2			○			2						
	刑法特別演習	2前	2				○		2						兼1
	刑事訴訟法	1後	2			○			1						
	刑事訴訟法特別演習	2後	2				○		1						兼1
	刑法発展演習	2後	2				○		2						兼1
	刑事訴訟法発展演習	3前	2				○		1						
小計(32科目)	—	—	64	0	0	—	—	—	9	1	0	0	0	兼6	
法律実務基礎科目	現代法務概論	1前	2			○			1						
	法律情報Ⅰ	1前		1		○									休講
	法律情報Ⅱ	1前		1		○			1						
	法曹倫理	2前	2			○			1						
	民事訴訟実務基礎論	2後	2			○			1						兼1
	刑事訴訟実務基礎論	2後	2			○			1						
	ローヤリング	2前		2				○	1						
	エクスターンシップ	3前		2				○	9	1					
	民事裁判演習	3後		2				○	1						
	刑事裁判演習	3後		2				○	2						兼1
	リーガル・クリニック	3後		2				○	1						
小計(11科目)	—	—	8	12	0	—	—	—	13	1	0	0	0	兼1	

及基礎 隣接 科目	法哲学	1・2・3後		2		○							兼1	休講	
	法史学	1・2・3前		2		○							兼1		
	外国法Ⅰ	1・2・3前		2		○							兼1		
	外国法Ⅱ	1・2・3後		2		○							兼1		
	行政学	1・2・3後		2		○							兼1		
	会计学	1・2・3後		2		○							兼1		
	経営学	1・2・3後		2		○							兼1		
	心理学	1・2・3前		2		○							兼1		
	小計(8科目)	—	0	16	0	—			0	0	0	0	0		兼6
展開・ 先端科目	経済法Ⅰ	2・3前		2		○			1					休講	
	経済法Ⅱ	2・3後		2		○			1						
	労働法Ⅰ	2・3前		2		○							兼1		
	労働法Ⅱ	2・3後		2		○							兼1		
	知的財産法Ⅰ	2・3前		2		○							兼1		
	知的財産法Ⅱ	2・3後		2		○							兼1		
	倒産法Ⅰ	2・3前		2		○							兼1		
	倒産法Ⅱ	2・3後		2		○							兼1		
	租税法Ⅰ	2・3前		2		○							兼1		
	租税法Ⅱ	2・3後		2		○							兼1		
	環境法Ⅰ	2・3前		2		○							兼1		
	環境法Ⅱ	2・3後		2		○							兼1		
	国際関係法Ⅰ(公法系)	2・3前		2		○							兼1		
	国際関係法Ⅱ(公法系)	2・3後		2		○							兼1		
	国際関係法Ⅰ(私法系)	2・3前		2		○							兼1		
	国際関係法Ⅱ(私法系)	2・3後		2		○							兼1		
	経済法演習	3後		2			○		1						
	労働法演習	3後		2			○						兼1		
	知的財産法演習	3後		2			○						兼1		
	倒産法演習	3後		2			○						兼1		
	租税法演習	3後		2			○						兼1		
	環境法演習	3後		2			○						兼1		
	国際関係法演習(公法系)	3後		2			○						兼1		
	国際関係法演習(私法系)	3後		2			○						兼1		
	金融商品取引法	2・3後		2		○			1						
	信託法	2・3後		2		○							兼1		
	民事執行・保全法	2・3後		2		○			1						
	保険法	2・3後		2		○							兼1		
	経済刑法	2・3前		2		○									休講
	家事紛争法実務	2・3前		2		○			1						
社会保障法	2・3前		2		○							兼1			
地方自治法	2・3前		2		○			1							
刑事政策	2・3後		2		○							兼1			
少年法	2・3後		2		○							兼1			
法医学	2・3前		2		○							兼1			
法律学特殊講義	2・3前		2		○							兼3			
研究論文指導	3後		2		○			10	1						
外書講読	3後		2		○			2							
小計(38科目)	—	0	76	0	—			11	1	0	0	0	兼19		
合計(89科目)		—	72	104	0	—		14	1	0	0	0	兼30		
学位又は称号	法務博士(専門職)		学位又は学科の分野				法曹養成関係								

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
<p>■卒業要件</p> <p>【未修者コース】 必修科目72単位、法律実務基礎科目から9単位、基礎法学科目及び隣接科目から4単位、展開・先端科目から14単位以上を修得し、99単位以上修得すること。 【2018年度以降入学者の履修科目の登録上限】 1年次：38単位、2年次：38単位、3年次：44単位</p> <p>【既修者コース】 必修科目70単位、法律実務基礎科目から9単位、基礎法学科目及び隣接科目から4単位、展開・先端科目から14単位以上を修得し、97単位以上修得すること。 【2018年度以降入学者の履修科目の登録上限】 1年次：38単位、2年次：38単位、3年次：44単位</p>	1学年の学期区分	2期
<p>■履修方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律実務基礎科目のうち、法律情報Ⅰ（1単位）、法律情報Ⅱ（1単位）より1単位選択必修。</li> <li>・法律実務基礎科目のうち、ローヤリング（2単位）、エクスターンシップ（2単位）、民事裁判演習（2単位）、刑事裁判演習（2単位）、リーガル・クリニック（2単位）より8単位選択必修。</li> <li>・基礎法学科目及び隣接科目より4単位選択必修。</li> <li>・展開・先端科目より14単位選択必修。なお、2020年度以降入学者については、展開・先端科目のうち、経済法、労働法、知的財産法、倒産法、租税法、環境法、国際関係法（公法系）および国際関係法（私法系）については、同一科目のⅠ、Ⅱを組み合わせ、4単位以上修得しなければならない。</li> </ul>	1学期の授業期間	15週
	1時限の授業時間	100分

(注)

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 5 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 6 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
  - (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「専任教員等の配置」を併記すること。
  - (2) 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
  - (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

## 学生の確保の見通し等を記載した書類 目次

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況	
①学生の確保の見通し	
ア) 定員充足の見込み	2
イ) 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要	2
②学生確保に向けた具体的な取組状況	2
(2) 人材需要の動向等社会の要請	
①人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的 (概要)	2
②上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたもの であることの客観的な根拠	2

## 学生の確保の見通し等を記載した書類

### (1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

#### ①学生の確保の見通し

##### ア) 定員充足の見込み

学生募集を停止するものであるため該当なし

##### イ) 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

学生募集を停止するものであるため該当なし

#### ②学生確保に向けた具体的な取り組み状況

学生募集を停止するものであるため該当なし

### (2) 人材需要の動向等社会の要請

#### ①人材の養成に関する目的その他の研究上の目的（概要）

学生募集を停止するものであるため該当なし

#### ②上記①が社会的、地域的な人材需要の動向を踏まえたものであることの客観的根拠

学生募集を停止するものであるため該当なし

## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	カガミ ヨウコ 各務 洋子 <令和3年4月>		博士 (学術)		駒澤大学 学長 (令和3.4～令和7.3)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。